



新型コロナウイルス感染症に対する村の対応

天龍村では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び経済支援策等について、以下の取り組みを行なっています。

1 感染症拡大予防対策

1) 広報活動

- ア 村内回覧・防災行政無線放送・CATV放送・ホームページによる感染防止の周知。
- イ 村長メッセージをCATV放送及びYouTubeで動画配信。【4月21日(火)～】
- ウ 健康体操のCATV放送による推進。
- エ キャラバンによる村内巡回広報活動。【5月1日(金)】

2) 役場庁舎

- ア 飛まつ感染防止用アクリル板の設置【4月24日(金)～】
来庁者の不安軽減のため、庁舎窓口(なんでも館・南支所を含む)へアクリル板を設置。
- イ 来庁者受付票の記載【4月27日(月)～】
庁舎内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の連絡先を把握するため、庁舎正面玄関へ「受付票」を設置。
- ウ 庁舎1階北側玄関の閉鎖【4月27日(月)～】
来庁者に「受付票」を記入してもらうため、庁舎北側玄関を閉鎖。(庁舎出入口は正面玄関のみ)
- エ アルコール消毒液の設置
来庁者用の正面玄関へ、アルコール消毒液を設置。

3) 職員対応

- ア 出勤時の検温 (37.5度以上の発熱や強いだるさ、息苦しさがある場合は出勤を控える。)
- イ 登庁後及び外部帰庁後の手洗い (せっけん等によるこまめな手洗いの徹底。)
- ウ マスクの着用 (公務中着用し、感染防止に努める。)
- エ 机の間隔保持 (職員間の十分な距離(1m)を保持するため、机の間隔を空ける。)
- オ 会話時の間隔保持 (会話や発声時には、2m以上の間隔を空ける。)
- カ 施設の換気 (30分間隔で施設の窓を開け、換気に努める。)
- キ ドアノブや機器類の消毒 (複数の職員が使用する機器等はこまめな消毒を行う。)
- ク 健康管理 (疲労蓄積による感染を防止するため、時間外勤務を避ける。)
- ケ 弁当注文 (経営困難な村内飲食店の利用促進を図るため、職員へ弁当の注文を募る。)

2 給付金・支援金等

- 1) 特別定額給付金
- 2) 子育て世帯への臨時特別給付金
- 3) 新型コロナウイルス対策事業持続化給付金
- 4) 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業
- 5) 持続化給付金
- 6) 雇用調整助成金の特例措置

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

3 企業・個人事業主への融資等

- 1) セーフティーネット保証4号・5号
- 2) 信用保証付き融資における保証料・利子免除
- 3) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 4) 商工中金による危機対応融資
- 5) 特別利子補給制度

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

4 保養券

- 1) 温泉村民保養券の配布【4月23日(木)配布済み】

温泉施設の利用促進と村民の一層の健康増進を図るため、例年5回分から10回分に増やし配布。

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

5 村公共料金の支払猶予

- 1) 村県民税・固定資産税・軽自動車税・法人村民税 (税務会計課 電話 0260-32-1024(直通))
- 2) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 (住民課 電話 0260-32-1021(直通))
- 3) 上下水道使用料・村営住宅使用料 (建設課 電話 0260-32-1022(直通))

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

6 その他の団体

- 1) 社会福祉協議会 (電話 0260-32-2277)

ア 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付【3月25日(水)～】

貸付対象世帯を低所得者以外まで拡大し、休業等により生活資金に苦慮している者に特例で貸付を行う。

イ パートタイム職員募集【4月23日(木)～】

休業等を余儀なくされた者を対象として、会社復帰までの間、社会福祉協議会パート職員として雇用する。

ウ 手作りマスク大作戦【4月23日(木)～】

マスクの不足に伴い、布の寄付と作成者を募り、保育園や学校、高齢者等でマスクの必要な者に手作りマスクを届ける。

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

- 2) 商工会 (電話 0260-32-2066)

ア ドラゴン商品券の前倒し販売【6月1日(月)～】

村内での買い物を推進するため例年より販売時期を前倒して販売。(6千円の商品券を5千円で販売)

※詳細は、別添の資料4「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧」参照

○感染症予防対策 天龍村役場 (担当) 総務課 総務情報係 電話 0260-32-2001 (内線 221)
○給付金・支援金等、保養券 (担当) 住民課 住民福祉係 電話 0260-32-1021 (直通)
○給付金・支援金等、企業・個人事業主への融資等
(担当) 地域振興課 商工観光係 電話 0260-32-1023 (直通)